

機関番号				
1	2	3	4	5

研究機関名 ○○大学

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成26年度）

1. 間接経費の経理に関する報告

（単位：円）

（収入）		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考
科学研究費補助金	○○, ○○○	
学術研究助成基金助成金	○, ○○○	
○○制度	○, ○○○	
合 計	○○, ○○○	
（支出）		
経費の項目	執行額	備考（具体的な使用内容）
1. 管理部門に係る経費		
①人件費	○○, ○○○	
②物件費	○, ○○○	
③施設整備関連経費	○, ○○○	
④その他	○, ○○○	
2. 研究部門に係る経費		
①人件費	○, ○○○	
②物件費	○○, ○○○	
③施設整備関連経費	○○, ○○○	
④その他	○○, ○○○	
3. その他の関連する事業部門に係る経費		
①人件費	○○, ○○○	
②物件費	○, ○○○	
③施設整備関連経費	○○, ○○○	
④その他	○○, ○○○	
合 計	○○, ○○○	

2. 間接経費の使用結果に関する報告

被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告（間接経費の充当の考え方、使途、効果等）。必要に応じて参考資料を添付。
 間接経費を次年度以降に使用する場合は、未執行額と予定を記載。

様式 B-7、E-7、Y-7、BK-7（共通）〔作成上の注意〕

本様式は研究代表者又は研究分担者から、科学研究費助成事業（科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金）の間接経費を譲渡されている場合に、他の競争的資金制度から受け入れた間接経費を含め研究機関として1部作成し、翌年度の6月30日までに日本学術振興会あてに提出すること。

【注意事項】

- ① 競争的資金制度については、内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>）に掲載されている競争的資金制度の制度名を記入し、その競争的資金制度による間接経費を受け入れた額について記入すること。
- ② 科学研究費助成事業において、他の研究機関に所属している研究分担者に配分した間接経費については計上しないこと。逆に、他の研究機関に所属している研究代表者より配分された間接経費については計上すること。
- ③ 【補助金分】間接経費は、繰越承認を得ている場合のみ次年度に使用することが可能。この場合、「収入」欄及び「支出」欄には、いずれも本年度に使用した額のみを記入し、繰越額は翌年度の報告書にて記入すること。（下図参照）
- ④ 【基金分】間接経費を次年度以降に使用する場合は、「間接経費執行実績報告書」の「間接経費の使用結果に関する報告」欄に未使用額と予定を記載すること。また、前年度以前の未使用額を使用した場合も、同欄にその未使用額を記載すること。
 （例）収支差額のうち〇,〇〇〇円は、科研費の間接経費であり次年度に計画的に使用予定である。
 収支差額のうち〇,〇〇〇円は、科研費の間接経費であり前年度の未使用額分である。
 なお、「収入」欄及び「支出」欄の記載方法は次のとおりとする（下図も参照）。
 ・「収入」欄：使用・未使用にかかわらず本年度に受け入れた全額を記入することとし、前年度からの繰越額を含めないこと。
 ・「支出」欄：本年度に支出した全額を記入し、前年度からの繰越額の本年度使用額も含めること。

＜翌年度にわたる使用がある場合の平成26年度執行実績報告書の記載方法＞

○平成25年度の未使用額を平成26年度に使用した場合

H25 受入分
< B > H26 支出額
< A > H25 支出額

H26 受入分
< C > H26 支出額

【基金分】収入：C（H26年度受入分全額）
支出：B + C（H26年度支出分全額）

【補助金分】収入：B + C
支出：B + C

※補助金分は繰越承認を得ていない場合には、平成26年度に使用することはできないため、収入・支出とも「C」のみ記入。

○平成26年度の未使用額を平成27年度に使用する場合

H26 受入分
< E > H26 未使用額
< D > H26 支出額

【基金分】収入：D + E（H26年度受入分全額）
支出：D（H26年度支出分のみ）

【補助金分】収入：D
支出：D

※補助金分は繰越承認を得ていない場合には、平成27年度に使用することはできないため、収入は「D + E」、支出は「D」を記入。

- ⑤ 間接経費より生じた利息分を間接経費として使用した場合であっても、本報告書にはその額を含めて記載してはならない。
- ⑥ 研究機関独自の資金等と合算して間接経費を使用した場合については、間接経費分だけを計上すること。
- ⑦ 本様式は、独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究助成第一課あてに提出すること。なお、提出に当たっては、特に公文書を添える必要はない。